

今年度最初のニュースレターは、先日成立した改正法についてお届けします。
今年度もどうぞよろしくお願いいたします！

【この号の内容】

1. 制度改正特集

- ◆改正について担当室長より一言
- ◆各改正項目についてご紹介
- ①居住支援の強化
- ②就労準備、家計改善支援事業の全国的な実施の推進
- ③就労準備、家計改善、地域居住支援事業について被保護者も利用できる仕組みの創設
- ④支援会議の設置の努力義務化

2. お知らせ

- ◆自治体コンサルティング事業の申込開始！
- ◆人材養成研修のカリキュラムが変更になりました！
- ◆実施自治体を募集中！住まい支援システム構築に関するモデル事業

3. ご報告

- ◆孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携通知が発出されました
- ◆令和5年度の社会福祉推進事業の成果物が取りまとめられました
- ◆ヤングケアラー支援が強化されました
- ◆生活困窮者支援に関わる各種調査の結果が公表されました
- ◆食品アクセスの確保に関する支援策パッケージが取りまとめられました
- ◆「地域共生社会の在り方検討会議」を開催します
- ◆室員紹介

◎編集後記・次回予告

1. 制度改正特集

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が今年4月17日に成立しました。本改正法は、支援者、有識者、自治体などさまざまな立場の方々との数年間にわたる議論の積み重ねを経て、より一層の支援の強化を図るものとなっています。本号では、本改正にかける厚生労働省の担当者の想いととも、改正内容についてご説明します。

＼ まずは担当室長から一言！ ／

生活困窮者自立支援法の2度目の改正が実現しました。

ここに至るまで、多くの支援者や自治体担当者の方々から教えてもらった実情を思い返したり、まだお目にかかっていない全国の皆様に勝手に思いを馳せて、少しずつ取り組んできました。

いわゆる「抜本改正」ではありません。しかし、改正項目の一つひとつを各地域でカスタマイズして実施することで、生活にお困りの方々が自立への力強い一歩を踏み出せるようになると考えています。つまり、来年4月の施行に向け、それぞれの自治体や支援現場での創意工夫が極めて重要となります。厚生労働省としても、そのためのサポートを物心両面から行っていく覚悟です。

皆様の日々の取組に心から感謝申し上げるとともに、引き続き、生活困窮者に寄り添った支援をお願いいたします。



厚生労働省
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長 米田 隆史

つづいて、生活困窮者支援に関わる主な改正項目についてご紹介していきます！
各地域で改正内容を実行していくうえで、参考となる自治体の取組もあわせてご紹介します。

① 居住支援の強化

～ 改正ポイント ～

- ・ 自立相談支援機関における**住まいについての相談機能の明確化**
- ・ **居住支援事業（一時生活支援事業から改称）**について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を**努力義務化**
- ・ 住居確保給付金を拡充し、**低廉な家賃の住宅への転居費用を補助**



居住支援担当の山口より



単身の高齢世帯数が予想を上回るスピードで増加しています。改正をきっかけにして、まずは福祉部局と住宅部局の担当者間で居住支援について話し合ってみませんか？住まいに困っている方が安心して暮らせる地域づくりに、ぜひ取り組んでいただきたいと思います！

～埼玉県東松山市の住まいの相談支援の取組～

東松山市では、居住が不安定であることに加えて、就労や家計管理、人間関係の構築が難しいなど、複合的な課題を抱えた人に対する住まい支援に力を入れている。

まず自立相談支援機関で相談を受け止め、課題を整理した上で、地域の居住支援法人（一般社団法人Haanet）による定期訪問、買い物同行や調理実習などを通じて、相談者の自立を支援している。自立相談支援機関には、住まいに関する専門的な支援員はいないが、日頃から居住支援法人と連携し、地域資源を活用しながら必要な支援につなげられるようにしている。

～茨城県の一時的な生活支援事業（広域実施）による見守りの取組～

茨城県では、事業費や委託先の確保がしやすいように、18市と協定を結んで、一時的な生活支援事業を広域で実施。委託先である一般社団法人LANSは居住支援法人の指定も受けており、家賃債務保証などの住まいについての専門的な知見や、協力的な不動産会社などとのネットワークを持っている。特に見守り支援については、週1回程度の訪問に加えて、事業利用者とLINEで連絡が取れるようにすることで、何か困ったこと（体調の変化など）があったときに、すぐ相談できるような体制がつけられている。

ご存知
ですか？

居住支援法人って何？

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への入居を支援する法人で、全国に851法人あります。住まい支援を強化するうえで、居住支援法人との連携についてぜひご検討ください。

② 就労準備、家計改善支援事業の全国的な実施の推進

～ 改正ポイント ～

引き続き両事業の全国的な実施を推進するため、



- ・家計改善支援事業の国庫補助率を1/2から2/3に引き上げ
- ・就労準備支援事業または家計改善支援事業の実施に当たって、自立相談支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする

就労準備支援担当の鈴木より



すぐに就職活動に向かえない人や就労や社会参加から長期間離れていた人などの状況に合わせ、生活や社会参加、就労に向けた準備を幅広く行う事業です。様々な経験を通して本人が「どうやって働いて、どうやって生きていくのか」、その自己決定を支える重要な取組です！

家計改善支援担当の蔦谷より

家計を把握することで、利用者の毎月の収支だけでなく、生活全般の様々な課題や背景が見えてきます。家計改善支援事業は、生活困窮者支援にとって欠かすことができない、標準装備の事業だと思います。まだ実施していない自治体におかれては、ぜひ実施を検討ください！



～北海道美唄市の就労準備支援事業の取組～

美唄市を含む空知管内6市で、就労準備支援事業を広域実施。事業利用者が、高齢者宅の除雪や公営住宅の清掃を手伝うなど、街の困りごとをプログラムに盛り込み、自然な形で地域に溶け込めるようにしている。プログラムを通じて、地域の人や他の利用者に関わることで、その人が本来持っていたコミュニケーション力を引き出すことができた事例もあった。

就労準備支援を、自立相談支援と家計改善支援と同じ事業者に委託し、一体的に実施することで、複数の課題を抱えた困窮者に、収入・支出の両面から一貫した支援を提供している。



除雪作業の様子

～富山県射水市の家計改善支援事業の取組～

射水市では、家計改善支援事業を市社協に委託して実施することで、市社協の日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付などの関連事業の活用にスムーズにつながっている。また、自立相談支援事業、就労準備支援事業も市社協に委託しており、3事業を一体的に実施することで、必要な支援を効果的に行っている。

家計改善支援事業の立上げに当たって財務部局に説明した際は、この事業は、利用者が自身の課題に気づき、対処・解決する力を養うもので、自立への第一歩として有効な支援であるということや、一体的実施により他の事業の効果も上がることを強調した。



射水市・射水市社協のみなさん

③ 就労準備、家計改善、地域居住支援事業について 被保護者も利用できる仕組みの創設

～ 改正ポイント ～

- ・福祉事務所が必要と認める場合には、**生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。**

生活困窮者自立支援制度担当の金崎、生活保護制度担当の杉本より



利用する制度が変わっても、同じ支援員による伴走支援を受け続けられることで、生活困窮者・被保護者の方は、安心して自立に向けた活動に励むことができるようになると考えています。
両制度の事業の連携とあわせて、この機会に担当者間での顔の見える関係づくりなども進めていただくようお願いします！

～茨城県かすみがうら市の困窮者・被保護者向けの一体実施の取組～

かすみがうら市では、困窮者向けと被保護者向けの就労準備支援事業と家計改善支援事業を同じ事業者（市社協）に委託し、一体的に実施している。これにより、生活困窮者自立支援制度と生活保護の間を行き来する者に対して、切れ目のない支援が可能となり、対象者のメンタルも安定する。

また、対象者についての情報共有や連携も効率的に行え、コスト削減や支援員の孤立防止にもつながっている。

就労準備支援では、困窮者向けも被保護者向けも、同じ内容の支援やプログラムを実施している。困窮者と被保護者がともに活動に参加する中で、互いに刺激しあい、就労意欲が高められている。

また、家計改善支援では、被保護者向けには、進学のための貯蓄や奨学金についてのアドバイス、年金のもらい忘れがないかの調査など、ケースワーカーだけでは対応しきれないきめ細やかで専門的な支援も行っている。



家計改善支援事業での
銀行への同行支援の様子

～新潟県上越市の困窮者・被保護者向けの一体実施の取組～

上越市では、困窮者向けと被保護者向けの就労準備支援事業と家計改善支援事業を市内の社会福祉法人に委託し、一体で実施している。困窮者向けも被保護者向けも、支援の内容に大きな違いはない。

一体で実施してよかったことは、生活困窮者自立支援制度から生活保護に移る方やその逆の方に継続的な支援ができることや、生活保護の就労支援員では支援が難しかったひきこもりの対応が円滑にできること、家計改善支援事業を通じて、ケースワーカーだけでは支援が行き届かないケースに対しても継続して支援を行えることなどが挙げられる。

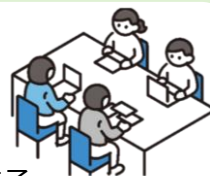


就労準備支援事業での
調理実習の様子

④ 支援会議の設置の努力義務化

～ 改正ポイント ～

- ・生活困窮者自立支援法に基づく**支援会議の設置を努力義務化**し、調整会議（生活保護法において新設される会議体）と重層的支援体制整備事業における支援会議との連携に努めるものとする



制度統括担当の丸山より



様々な機関と少しずつ関わりはあっても支援にはつながっていない方、一人で様々な課題を抱えている方。いずれも、自立相談支援機関単独でつながり、支援していくことに限界があります。支援会議というツールで関係機関との連携を深め、議論し、より良い支援・より良い地域を作っていく、これをこの機にご検討いただければ幸いです。

～支援会議で対応が進んだケース①～（岩手県奥州市）

本人・高齢の母・小学生の子の3人世帯で、火災により住居を失ったケース。支援会議において対象世帯の状況を共有し、今後の支援について話し合った結果、住宅担当課による公営住宅入居支援、自立相談支援事業による火災保険金申請や入居の支援、教育委員会による通学支援など、関係部署それぞれの役割を整理し対応することができた。

～支援会議で対応が進んだケース②～（熊本県玉名市）

70代男性。精神疾患による被害妄想があるが通院しておらず、支援会議の構成員である警察や消防、高齢福祉や市営住宅の担当課がそれぞれ対応に困っていた。支援会議で困り事を共有し、医療機関につなげることができればと話していた翌日に、本人が銀行で暴れたという連絡が。事前に情報共有していたおかげで、警察から保健所、そして病院にスムーズにつなぐことができ、支援が進んだ。

支援会議の立上げや運営に当たって疑問や悩みがあれば、ぜひこれらを活用ください。

● 支援会議の設置・運営についてのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362601.pdf>

● 支援会議についてのQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362616.pdf>

ガイド
ライン
→



Q
&
A →



特集は以上ですが、各改正内容の詳細や説明会の日程などについては、今後順次お示ししていく予定なので、国からのご連絡を日々ご確認ください。

▼改正法の条文などの掲載先▼

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/213.html>





2.お知らせ



自治体コンサルティング事業の申込開始！

今年度も自治体コンサルティング事業の申込が始まりました！

事業の立上げや実施に課題や不安を感じている自治体に、他自治体の実践者などが訪問し、課題解決に向けたお手伝いをする事業です。ぜひお申込をご検討ください。

また、今年度は都道府県を対象に、「事業運営サポートプロジェクト」として、より手厚いコンサルティングを行いたいと考えております。こちらの参加については厚生労働省から個別に都道府県にお声がけしています。

【募集期間】令和6年7月12日まで

【申込方法】自治体あてにご連絡済み

【コンサルティングのテーマ】

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ①就労準備支援事業の立ち上げ | ⑤子どもの学習・生活支援事業 |
| ②家計改善支援事業の立ち上げ | ⑥一時生活支援事業 |
| ③就労準備支援事業の実施上の課題解決 | ⑦自立相談支援等、生活困窮者自立支援事業の実施 |
| ④家計改善支援事業の実施上の課題解決 | |



人材養成研修のカリキュラムが変更になりました！



今年度の人材養成研修の実施要綱を自治体あてに発出しました。

昨年度、カリキュラムが大きく変更され、現在実施している国研修・都道府県研修は「初任者向けの研修」に位置づけ、来年度から、経験者向けの研修も開始する予定です。また、任意事業である「一時生活支援事業」と「子どもの学習・生活支援事業」の研修も今年度よりスタートします。

定員があり、「なかなか参加できない」というお声をいただいておりますが、補助的にオンラインを活用しながら多くの人にご参加いただけるよう工夫していきます！

【人材養成研修の全体方針】

生活困窮者自立支援制度における基本理念を具現化できる高度な専門人材を養成する研修を実施する。

【国研修・都道府県研修の目的】

「誰に対して、いつ、何のために、何をするのか」を意識する支援員を養成する。

まだまだ

実施自治体を募集中！住まい支援システム構築に関するモデル事業



令和5年度補正予算において、住まいについての相談から見守りなどの入居後の支援までを一貫して行う「住まい支援システム構築に関するモデル事業」が盛り込まれています（令和6年度に繰越して実施）。

改正法の施行前に、試行錯誤しながら住まい支援の充実を模索できる良い機会です。現在も実施自治体を募集中！年度後半からの開始でもまだ間に合います！

▼事業概要資料はこちら。P.83をご覧ください（資料どおり補正予算成立済み）

https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/23hosei/dl/23hosei_20231110_01.pdf



3.ご報告

要チェック!



孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援施策と 生活困窮者自立支援制度との連携通知が発出されました

前回号でお知らせしたとおり、今年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

これらの法に基づく支援は困窮制度とも密接に関係しており、相談者も重複することが考えられるため、両分野と困窮制度との具体的な連携方法を示した通知を自治体向けに発出しています。各自治体の困窮担当部局、支援機関におかれてはご一読をお願いします。

連携通知のポイント

孤独・孤立対策 × 困窮

なぜ連携が必要なのか

- ・ 周囲や地域社会からの孤立により、困窮に陥るケースや、困窮により、他者とのつながりが薄れ、更に状態が悪化するケースもあります。
- ・ そういった方々への支援のためにも、孤独・孤立対策部局や支援機関と、積極的な連携をお願いします。

具体的な連携方法

- ✓ 担当部局間や支援機関間の日常的な情報共有や、連絡調整担当の設定、双方の制度の理解のための合同研修の実施、相談窓口への互いのリーフレットの設置など
- ✓ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや、孤独・孤立対策地域協議会への、生活困窮者支援を行う部局や支援機関の参画
- ✓ 支援会議への孤独・孤立対策部局や支援機関の参画 など

困難な問題を抱える女性支援 × 困窮

なぜ連携が必要なのか

- ・ 困難な問題を抱える女性の中には、生活困窮状態にある方もいます。
- ・ そういった方に対して、必要な支援を届けられるよう、女性が抱える問題への対応についてノウハウを持つ女性支援部局や支援機関と、積極的な連携をお願いします。

具体的な連携方法

- ✓ 担当部局間や支援機関間の日常的な情報共有や、連絡調整担当の設定、双方の制度の理解のための合同研修の実施、相談窓口への互いのリーフレットの設置など
- ✓ 女性相談支援センター（旧：婦人相談所）、女性相談支援員（旧：婦人相談員）、女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）と、生活困窮者支援を行う部局や支援機関との連絡先の共有など
- ✓ 双方の支援調整会議への参画 など

▼連携通知の掲載先

（孤独・孤立対策 × 困窮）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001267434.pdf>

（困難な問題を抱える女性への支援施策 × 困窮）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001267430.pdf>

孤独・孤立
→



困難女性
→



令和5年度の社会福祉推進事業の成果物を取りまとまりました



厚生労働省が設定するテーマに沿って民間団体が調査研究を行う「社会福祉推進事業」について、令和5年度実施分の成果物を取りまとまりました。成果物の中には、現場での支援にも役立つガイドラインや事例集もありますので、ぜひご覧ください。

自立相談支援機関における支援体制の強化に資する取組に関する調査研究

(実施団体：一般社団法人北海道総合研究調査会) [#ICT活用](#) [#SNS活用](#) [#委託先選定](#)

●報告書（本編）

43～71ページに、ICTを活用した相談対応や制度周知の事例が掲載されており、各自治体あてに事務連絡でも情報提供しています。SNS、紙、ウェブサイトなど様々な媒体を活用した事例が紹介されていますので、対象者像に応じたアプローチ方法の検討にご活用ください。

(掲載先) <https://www.hit-north.or.jp/report/2024/04/16/2183/>

また、自立相談支援事業の委託の多くが十分な評価プロセスを経ずに随意契約で行われていることや、単年度契約により事業の継続性などに課題を感じている自治体・事業者が多いことなどを踏まえ、本調査研究の成果物に基づいた、「**自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン**」を各自治体あてに通知しています。

事業が適切な事業者委託されるよう、自治体担当者におかれは、本ガイドラインも踏まえて委託先を選定いただくようお願いします。

(概要) <https://www.mhlw.go.jp/content/001267426.pdf>

(全編) <https://www.mhlw.go.jp/content/001267427.pdf>

▼概要



▼全編



生活困窮者自立支援制度の事業評価の方法及び帳票類の標準化に関する調査研究

(実施団体：一般社団法人北海道総合研究調査会) [#事業振り返り](#) [#事業効果の把握](#)

●生活困窮者自立支援制度の事業のPDCA サイクルの実践に向けた振り返りガイド（案）（資料編①）

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の振り返りを行うためのヒントをまとめたガイドです。各事業の効果や課題の把握、そして、更なる事業の改善のために、本ガイド案をご活用ください。

(掲載先) <https://www.hit-north.or.jp/report/2024/04/16/2200/>



自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法及び居住支援の効果高める連携手法等のあり方に関する調査研究

(実施団体：NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク) [#住まい支援](#) [#ニーズ把握](#)

●報告書

自治体における居住支援ニーズを効果的に把握する方法について取りまとめています。居住にお困りの方の中には、相談窓口につながりにくい方や、ネットカフェなどで寝泊まりしていたりと、問題が見えにくい方もいます。

「自分の自治体には、居住支援のニーズが少ないのではないか」と考えている自治体にこそ、ぜひ一読いただければと思います。

(掲載先) <http://www.homeless-net.org/>



ヤングケアラー支援が強化されました

本年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、ヤングケアラーへの支援の強化については同日施行されています。生活困窮者支援を行う部局・機関においても、下記のとおりご協力をお願いいたします。

ご協力いただきたいこと

- ・ 困窮制度の担当部局がヤングケアラーであると疑われるこども・若者を把握した場合
➡ 本人やその家族にこども家庭センターについて紹介するほか、こども家庭センターに情報提供する
- ・ 支援会議においてヤングケアラーの情報を把握した場合
➡ こども家庭センターや、要保護児童対策地域協議会、こども・若者支援地域協議会などに情報提供する



(個人情報の取扱いについて)

本人の同意がある場合のほか、判断能力が不十分などの理由により、本人同意の取得が困難で、本人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有できます。

生活困窮者支援に関わる各種調査の結果が公表されました



例年実施している生活困窮者支援に関わる各種調査の結果が取りまとめられました。調査結果の中では、支援対象者や支援現場の実態・課題についてお示ししているのので、今後の支援の検討においてご参考としてください。

- ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）
 - ・ 都道府県別のホームレスの数・男女比などについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32790.html
- 支援状況調査
 - ・ 全国の相談者の性別・年代・相談内容・課題や特性などについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/001232457.pdf>
- 事業実績調査
 - ・ 各事業ごとの実施状況、実施体制、支援内容などについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/001225625.pdf>



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージが取りまとめられました

買物困難者や、生活困窮により十分な食料を入手できない方が一定数いらっしゃることを踏まえ、農林水産省において、食品アクセスの確保に関する支援策がまとめられました。自治体や支援団体の皆様はぜひご活用ください。

▼掲載先（利用者や目的から支援策を検索できるエクセルも掲載されています）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html>



「地域共生社会の在り方検討会議」を開催します（第1回は6月27日）

令和2年社会福祉法改正法の附則に基づき、地域共生に関する重要な課題についての検討を始めます。重層的支援体制整備事業に関する今後の方向性や身寄りのない者が抱える課題への対応などについても議論する予定です。

（詳細） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html



★室員紹介★

この4月に生活困窮者自立支援室に着任した室員です！よろしくお願いします



あんせい よしか
安西 慶高

- ・ 出身地：神奈川県
- ・ 主な担当業務：何でも（生活困窮者自立支援室の業務全体）
- ・ 最近のマイブーム：子どもとソフトボールの練習をすること
- ・ 個人的失敗事例：すべてにおいてトライ＆エラーです。それで少しでも前に進めれば。
- ・ ひとこと：色々なところに訪問させていただき、自治体や支援機関の皆さんと交流したいです。



たかはし こういち
高橋 孝一

- ・ 出身地：千葉県
- ・ 主な担当業務：生活福祉資金貸付制度
- ・ 最近のマイブーム：Switch。最近のゲームは凄いです。
- ・ 個人的失敗事例：焼肉屋で単品か食べ放題か迷った挙げ句に前者を選択。そして精算時に後悔です。
- ・ ひとこと：14年前にホームレス自立支援担当をしていましたが、当時に比べ、現在の困窮者支援施策の拡充ぶりに驚いております。



さかもと わか
坂本 和香

- ・ 出身地：千葉県
- ・ 主な担当業務：就労支援
- ・ 最近のマイブーム：雑貨屋にいくこと
- ・ 個人的失敗事例：せっかく良い席が当たったライブでペンライトの電池を忘れたこと。
- ・ ひとこと：生活困窮者支援について、現場の実態や取組など様々学んでいきたいと思っています。よろしくお願いします。



くわお えり
栗原 英里

- ・ 出身地：三重県
- ・ 主な担当業務：居住支援、子どもの学習・生活支援
- ・ 最近のマイブーム：パン屋さん巡り
- ・ 個人的失敗事例：オムレツを作ろうとしたら、親子丼の具のようなものができたこと。
- ・ ひとこと：自治体からの出向で配属になりました。ただいま勉強中ですが、現場の皆様からたくさん学んでいきたいと思ひます。

編集後記

今号を担当しました山本と栗原です。新年度になったかと思えば、もう夏ですね。

夏！といえば海ですが、私たち二人とも泳ぐのが苦手なので、栗原は「海を見る専門」、山本は「海の魚を釣る専門」です。

今号では、改正法を施行していくうえで、参考となる取組を実施されている自治体に取材さ

せていただきました。ご協力いただいた自治体の皆さま、ありがとうございました！



予告

次号

人材養成、自治体支援
特集



これまでのニュースレターのバックナンバーはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>